

紛争処理申請書 記載留意事項

別記第1号様式(第8条関係)

紛争処理申請書

①

年 月 日

山口県建設工事紛争審査会様

②

申請者 住所
氏名
(電話 局 番)

③

あつせん
調停
仲裁

下記の件について、建設業法第25条の10の規定により貴審査会の調停を申請

します。

④

記

⑤

当事者及びその代理人	注文者	氏名		代理人	氏名	
		住所			住所	
	請負人	氏名		代理人	氏名	
		住所			住所	
当事者の一方又は双方が建設業者である場合においては、その許可をした行政庁及び許可番号	名称	⑥		許可番号		
	名称			許可番号		
あつせん、調停又は仲裁を求める事項	⑦					
紛争の問題点及び交渉経過の概要	⑧					
工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項	⑨					
申請手数料の額	⑩					円
収入証紙貼付け欄	⑪					

⑫

添付書類

- 1 証拠書類がある場合にあつては、その原本又は写し
- 2 当事者の合意により管轄審査会を定めた場合にあつては、その合意を証する書面
- 3 当事者の一方から仲裁の申請をする場合にあつては、紛争が生じた場合において建設業法による仲裁に付する旨の合意をしたことを証する書面

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

- ①申請書を実際に提出する年月日を記載します。
- ②・原則として、請負契約の名義人が申請人となります。
 - ・申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印します。
 - ・申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載し、押印します。
(契約名義人が営業所長等であっても、申請人は原則として法人及びその代表者となります。)
 - ・FAX 番号がある場合は FAX 番号も記載してください。
 - ・代理人が申請する場合は、上段に申請者の情報を記載し、下段に「上記代理人」と明記し、続いて代理人情報を記載し、押印します。
- ③あつせん・調停・仲裁から申請の種類を選び、不要なものを二重線で削除します。
- ④・契約書に記載の事項を転記します。
 - ・注文者には、当該請負契約の発注者（元下関係の場合は元請）の情報を記載します。
 - ・請負人には、当該請負契約の請負人（元下関係の場合は下請）の情報を記載します。
- ⑤代理人がいる場合は、代理人の情報を記載します。
- ⑥管轄審査会を確認する必要がありますので、申請人、被申請人の別を問わず、許可を受けている場合は必ず記載してください。
- ⑦・訴状の「請求の趣旨」に相当する部分です。何を請求するか結論を書く部分ですので、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載します。
 - ・請求する金額が税込金額の場合は、税抜金額にせず、当該税込金額をそのまま記載します。
- ⑧・訴状の「請求の原因」に相当する部分です。請求の内容を具体的に説明する部分ですので、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載します。
 - ・被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かり易く、できる限り証拠を示して記載してください。
- ⑨工事請負契約書、建築確認通知書等に記載の事項を転記します。
- ⑩・山口県建設工事紛争審査会における申請手数料の考え方は中央建設工事紛争審査会と同様です。
 - ・申請手数料の額は、『中央建設工事紛争審査会における建設工事紛争処理手続きの手引き』の算出表を参考に計算してください。
- ⑪申請書の差し替えを求める可能性があるため、山口県収入証紙は貼らずに同封して納付してください。
- ⑫・工事請負契約書（写し）がある場合は提出してください。
 - ・当事者が法人の場合は登記事項証明書を提出してください（双方が法人の場合はどちらも必要）。
 - ・紛争処理権限を代理人に委任する場合は委任状を提出してください。